

「意思決定支援」ガイドラインに基づく 支援プロセスを理解する(その1)

①支援付き意思決定の実践 (意思決定責任者による ファシリテーション)

本人が自ら意思決定できる状態を支援する

人的・物的環境調整/
意思形成・表明・実現支援

意思決定に関する場面

日常生活における場面

・食事、衣服の選択、外出、
排せつ、整容、入浴 等
・余暇活動プログラムの選択 等

社会生活における場面

・サービスの選択
・居住の場の選択 等

意思決定支援責任者の選任とミーティング準備 (相談支援専門員、サービス管理責任者兼務可)

○本人の意思、選好及び価値観に関する情報収集、支援環境調整に向けたアセスメント、
本人・関係者への趣旨説明、意向確認を含む意思決定支援会議の開催準備等

・本人の意思確認 ・日常生活の様子の観察 ・関係者からの情報収集
・本人の理解状況や心理的状況、意思形成・表明に必要な支援等の把握
・本人の生活史等、社会的障壁、人的・物理的環境等の把握
・体験を通じた選択肢の検討 ・会議時のルール設定、事前説明 等

意思決定支援会議の開催

(サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催)

本人、家族、成年後見人等、意思決定支援責任者、事業者、関係者(※)
による情報交換を通じた本人の意思、選好及び価値観の把握

(本人の意思と選好を明確に確認することが困難な場面では、
本人の意思と選好に基づく最善の解釈を行うこともある)

・教育関係者 ・医療関係者 ・福祉事務所 ・市区町村の虐待対応窓口
・保健所等の行政関係機関 ・障害者就業・生活支援センター等の就労関係機関
・障害当事者(ピアサポーター等)・意思決定サポーター ・本人の友人・知人等

意思決定支援の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画
(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

サービス提供から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

意思決定に関する記録のフィードバック

令和7年度障害者総合福祉推進事業
「障害者への意思決定支援・権利擁護
のあり方に関する調査研究」事業報告書
障害福祉サービス等の提供に係る意思
決定支援ガイドライン(第2版)案
P27

事前準備
(プレミーティング)



チームミーティング

①支援付き意思決定場面

②本人意思の推定・最善の解
釈場面

厚生労働科学研究費補助金

障害者の意思決定支援の効果に関する研究班 制作・著作

3

意思決定支援会議の実践に向けて

映像で学ぶ
～高次脳機能障害・
失語症のある
青木さんのストーリー～



高次脳機能障害・失語症のある 青木さんのストーリー

4

- 脳梗塞が原因で高次脳機能障害・失語症になった60代の男性
- 以前はゴミ屋敷のような自宅で一人暮らしをしていたが、今年の夏に熱中症になり、病院に緊急搬送された。
- 言葉でのやりとりが難しいが、青木さんは身振り手振りで何かを伝えようとすることもある。
- 身寄りがない青木さんの今後について、どのように支援していくかが関係者間の悩み。

意思決定支援会議の実現に向けた 働きかけ（約10分）



映像で学ぶ
～ 高次脳機能障害・失語症のある青木さんのストーリー～

シーン1 ディスカッション

意思決定支援の実現に向けた働きかけ

6

- ① なぜ今回のシーンでは、青木さんは会議に入っていなかったのでしょうか？どのような「**思い込み**」が背景にあったか考えてみましょう。
- ② 青木さんは施設入所に「うなづいていた。」との馬場さんの発言がありました。これは**青木さんの意思決定**と捉えるべきでしょうか？
- ③ 青木さんの意思決定を促進する「**最適な環境**（人・場所・コミュニケーション方法等）」づくりのためにどんな**工夫**が考えられますか？

そもそも会議の目的は何？

8

意思決定支援型会議 (本人中心会議)

- 本人には意思決定能力があることを常に推定
- 本人と支援者は対等であり、本人の希望や信条、価値観が議論の中心に据えられる
- 本人に対する合理的配慮が十分に行われる
- 最終的な決定権は「本人」

介入型会議 (支援者中心会議)

- 本人には意思決定能力が欠けている
- 支援者による会議の結果、本人はそれに従う
- 高度に専門的な議論が行われるため、本人は不参加。
- 最終的な決定権は「支援者」

Q 「意思決定支援」会議がうまく行かないのはなぜ？ —5つの疑問提起—

9

- ① 意思決定支援のコンセプトが共有されないまま、トラブル解決（レスキュー型視点）のための議論に終始していませんか？
特に、障害がある、コミュニケーションがうまく取れない等をもって、全般的な意思決定能力が無いと推定していませんか？
- ② 意思決定支援会議における目的を達成するためのルールや支援者間の役割分担が十分に意識されていないのでは？
- ③ 本人の意思決定に対する支援よりも関係者の都合が優先されていませんか？
- ④ 会議だけで全てを完結させようとしていませんか？
日常の意思決定支援や記録の収集が不十分では？
- ⑤ 意思決定主体である本人が「お客さん」になっていませんか？

Q チームの「対立」原因は何か？

ファシリテーション技術が求められる理由

10

- ① 人・団体の背景事情や価値観が異なることによる対立
→原則・例外のとらえ方や思考の手順が違うため、話がかみ合わない
- ② 事実関係の有無を判断できないことから生じる対立
→誰かが事実を「否認」すると、事実の存在／不存在について合理的な説明ができず先に進めない
- ③ 基礎となる事実関係に対する評価の差から生じる対立
→評価基準の違いや経験則上の思い込みから、「〇〇という事情なら、こうであるに違いない」と誤ってしまふ。
- ④ パワーバランスによる対立
→賛成・反対の人数、立場、その場の空気感によって、議論の筋とは異なるところで結論が決まってしまう。

ファシリテーションの観点から 事前準備の段階で共有しておきたいこと

11

- 今回の会議における参加メンバーの確認
- 意思決定支援の**基本原則**の確認
- **ミーティングの目的とルール**の確認
(すること・してはいけないこと・配慮すべきこと等)
- 各参加者の**役割**の確認
 - 「ファシリテーター」(中立な立場)と本人の「**アドボケイト役**」
(本人視点にとことん立つ立場)を意識的に分ける
- 本人による意思決定のベストチャンスを確保するために
必要な**合理的配慮**事項の確認
 - 本人にとって良い環境・時期・場所・対話する人
 - 本人にとって円滑なコミュニケーション方法

「意思決定支援」チーム

①基本メンバー

意思決定
支援責任者

ファシリテーター（調整役）

ミーティングの主催者。相談支援専門員、サービス管理責任者等が想定される。

会議ルールに則りメンバー間の議論を促進させ、必要に応じて適切な介入を行う。

本人（意思決定者）

単独での意思決定に困難を抱える本人。
最終的な意思決定を行う。

キーパーソン／アドボケイト

本人が信頼する者、当該意思決定に中心的に関与する必要がある者（友人・家族・機関職員・後見人等）。

本人が意思形成・決定・表明することを促しつつ、必要に応じて本人の意向を代弁するアドボケイトの役割を担う。

意思決定支援チーム

②状況に応じて関与が想定されるメンバー

本人の身近にいる人々

(家族・親族、友人、ボランティアなど)

福祉サービス・医療サービス提供者等

(ヘルパー・施設職員・保健師・看護師・医師・
言語聴覚士・新たなサービス提供者など)

地域社会で活動している人々

(大家・近隣住民・自治会メンバー・社協・NPO
職員・不動産業者・旅行業者など)

ご本人の価値観や選好を発見・収集する ための個別面談（約5分）



映像で学ぶ

～ 高次脳機能障害・失語症のある青木さんのストーリー～

シーン2 ディスカッション

ご本人の価値観・選好の発見・収集

15

- ① 青木さんはどんなときに笑顔を見せていましたか？
なぜ笑顔が見られたのでしょうか？
- ② 一連のやり取りから考えられる、青木さんの好きなこと（得意）・嫌いなこと（苦手）を挙げてみましょう。それらの情報から、青木さんはどのような性格や価値観の持ち主であると推測されますか？
- ③ 青木さんの選好・価値観を発見・収集することは、「意思決定支援」のプロセスにおいて、どのような意味があると考えますか？



「意思決定支援」における基本視点

17

◆ 本人中心主義（パーソン・センタード）

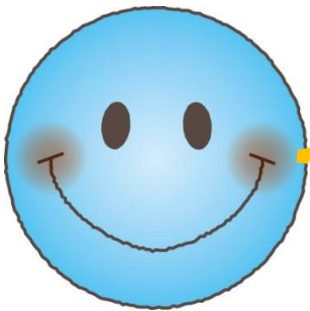
あらゆる人が自分で決定し、自分の人生を決める権利を持っている＝対等なパートナーとして、意思決定の中心には常に本人がいる。

- ◆ 常に自問自答すること。
 - －本人が自己決定するためのベストチャンスを与えられているか？

- 1 環境はふさわしいか。決定を議論するのに適切な時期か
- 2 十分な時間をとって十分な情報や明確な選択肢が与えられているか
- 3 写真や映像等、本人が理解しやすい形で情報提供されているか
- 4 利益、不利益、予想される結果（見通し）を議論しているか



パートナーとの多様な コミュニケーション方法について



- タブレットやiPad
- 音
- ボディーランゲージ
- 表情
- 目, 頭, 手の動き
- 姿勢
- マカトンサイン・手話
- 補助・代替コミュニケーション (AAC) ex. トーキングマット
- 各種コミュニケーションツール
- ビジュアル(絵, 文字, 写真)等



青木さんのトーキングマット結果

19



留意点①～青木さんの抱える障害について～

- ・この映像に出てくる「青木さん」ですが、高次脳機能障害における「失語症」の状態像であると思われます。
- ・「失語症」には、複数の種類があります。

◆運動性失語

発声は保たれているが、喋ることが困難で、まとまった意味を流暢に表出することができない

◆感覚性失語

相手の言う言葉は音として聞こえるが、意味が理解できない。

◆全失語（「運動性失語」＋「感覚性失語」）

声は出る、耳も聞こえる、しかし言葉が理解できず、話せない。健康な人でも、海外旅行に行くと経験する事ができます。

留意点②～青木さんの抱える障害について～

- ・「青木さん」の状態像は、物事の意味は理解はできますが、言葉がでてこない「運動性失語」の状態像であることが考えられます。
- ・この場合は、映像で紹介しているような手法は有効かも知れませんが、重度の知的障害や自閉スペクトラム症の方など「提示されている情報の意味が理解できない」「言語での説明の意味理解が難しい」という場合には、その方の障害特性に合ったコミュニケーションツールを活用するようにしてください。
- ・例えば、自閉スペクトラム症の方の障害特性やコミュニケーションの手法を学ぶには「強度行動障害支援者養成研修」といった、研修の受講を通して、学びを深めるといった方法が有効です。

3. 意思決定支援の基本的原則（1）（ガイドラインP4）

本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則である。本人の自己決定にとって必要な情報の説明は、本人が理解できるよう工夫して行うことが重要である。また、幅広い選択肢から選ぶことが難しい場合は、選択肢を絞った中から選べるようにしたり、絵カードや具体物を手がかりに選べるようにしたりするなど、本人の意思確認ができるようなあらゆる工夫を行い、本人が安心して自信を持ち自由に意思表示できるよう支援することが必要である。

意思決定支援会議の実践（約10分）



映像で学ぶ

～ 高次脳機能障害・失語症のある青木さんのストーリー～

シーン3 ディスカッション

ご本人の価値観・選好の発見・収集

23

- ① 会議の冒頭で「ルール」の設定が行われた理由とその効果について考えてみましょう。
- ② 後藤さん（本人の隣に座っていた元ヘルパー）は青木さんの会議への実質的な参加を促すために、どのような意思決定支援をしていましたか？ 仮に後藤さんのような存在が周囲にいなかった場合は、どのように本人のアドボケート役を確保しますか？
- ③ その他の参加者は、どのような意思決定支援上の工夫をしていましたか？ その効果は？
- ④ 青木さんが自宅に戻った後も意思決定支援を続けることになったのはなぜでしょうか？

本人が自ら意思決定できる状態を支援する

人的・物的環境調整/
意思形成・表明・実現支援

意思決定に関する場面

日常生活における場面

・食事、衣服の選択、外出、
排せつ、整容、入浴 等
・余暇活動プログラムの選択 等

社会生活における場面

・サービスの選択
・居住の場の選択 等

意思決定支援責任者の選任とミーティング準備 (相談支援専門員、サービス管理責任者兼務可)

○本人の意思、選好及び価値観に関する情報収集、支援環境調整に向けたアセスメント、
本人・関係者への趣旨説明、意向確認を含む意思決定支援会議の開催準備等

・本人の意思確認 ・日常生活の様子の観察 ・関係者からの情報収集
・本人の理解状況や心理的状況、意思形成・表明に必要な支援等の把握
・本人の生活史等、社会的障壁、人的・物的環境等の把握
・体験を通じた選択肢の検討 ・会議時のルール設定、事前説明 等

意思決定支援会議の開催

(サービス担当者会議・個別支援会議と兼ねて開催)

本人、家族、成年後見人等、意思決定支援責任者、事業者、関係者(※)
による情報交換を通じた本人の意思、選好及び価値観の把握

(本人の意思と選好を明確に確認することが困難な場面では、
本人の意思と選好に基づく最善の解釈を行うこともある)

・教育関係者 ・医療関係者 ・福祉事務所 ・市区町村の虐待対応窓口
・保健所等の行政関係機関 ・障害者就業・生活支援センター等の就労関係機関
・障害当事者(ピアサポーター等)・意思決定サポーター ・本人の友人・知人等

意思決定支援の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画
(意思決定支援計画)の作成とサービスの提供、支援結果等の記録

サービス提供から把握される表情や感情、行動等から読み取れる意思と選好等の記録

令和7年度障害者総合福祉推進事業
「障害者への意思決定支援・権利擁護
のあり方に関する調査研究」事業報告書
障害福祉サービス等の提供に係る意思
決定支援ガイドライン(第2版)案
P27

事前準備
(プレミーティング)



チームミーティング

①支援付き意思決定場面

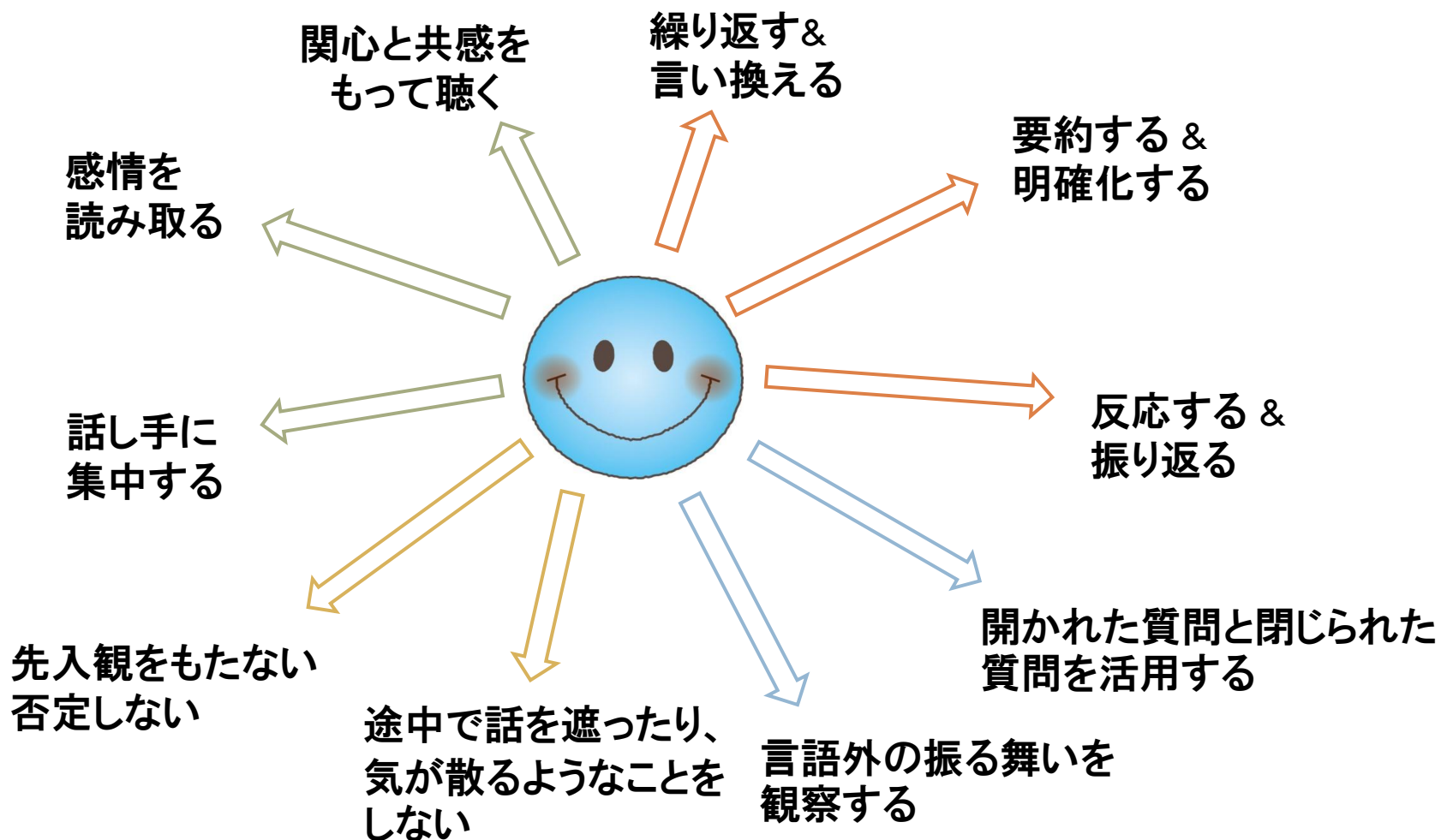
②本人意思の推定・最善の解
釈場面

意思決定に関する記録のフィードバック

基本姿勢 = 傾聴(Active Listening)

傾聴とは、**相互理解を促進**するための、相手に対する**聴き方と反応**の方法をいう。

by Conflict Research Consortium, University of Colorado, USA



青木さんの意思決定支援会議

2019.1.15 第1会議室

出席者: 青木さん、近松、福田、馬場、堂本、後藤。

テーマ: 退院後の住みについて

- ルール: ① 青木さんが第1番
② 価値観をおしつけていい!!

1月8日 トーキングマップ 実施 “家の中の過ごし方” すもう

- : のんびり、コヒー、読書、テレビ、車 ← 先車
×: 飲み会、ゲーム、音楽、パット、料理 (パーティー)

時刻表

6:00 12:00 18:00 21:00

レジャー

レジャー

目録

お弁当

お風呂

青木さんの希望

自宅で生活

青木さんにとって
良いこと
悪いこと

- ・のんびり自由に過ごす
- ・お気に入りの車がある （先車が好き!）
- ・青木さんの思いに合う

課題

- ・1人での時間帯
→ 支援者も青木さんも不安 （以前、脱水症で倒れる）

対策

- ・日中訪問できる支援者を追加 （いざという時の緊急連絡先を用意）

- ・試して宿泊してみる （1泊2日）

他の選択肢もあるかも?

施設で生活

- ・見守りを完
→ 何かあっても安心
- ・様々なイベントあり

- ・皆と一緒に活動するのが苦手

- ・自由にやりたいこともある
- ・青木さんいろいろ

可能性

大きな問題があるけれど
自宅生活への移行

但し、本人意思、お家と
定期的に確認

意思決定支援の限界

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインP3 参照

28

これらのプロセスを踏めばあらゆる本人の意思決定（及び意思決定支援）が許容される、というわけではありません。

本人の示した意思は、それが他者を害する場合や、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響（※）が生ずる場合でない限り、尊重される。

※「重大な影響」といえるかどうかは、

- 本人が他に取り得る選択肢と比較して明らかに本人にとって不利益な選択肢といえるか
- 一旦発生してしまえば、回復困難なほど重大な影響を生ずるといえるか
- その発生の（高い）可能性・・・（高度の）蓋然性があるか

等の観点から慎重に検討される必要がある。

例) 自宅での生活が続けることで本人が基本的な日常生活すら維持できない場合
本人が現在有する財産の処分の結果、基本的な日常生活すら維持できないような場合